

## 令和7年度 就学援助制度について【お知らせ】

羽曳野市が設置する小・中・義務教育学校に在学する児童生徒をもつ保護者のうち、経済的理由によって就学が困難となっている児童生徒の保護者に対し、義務教育を円滑に受けられるようにするため、学用品費や給食費など必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。

この制度は学校徴収金が免除される制度ではないため、徴収金の支払いは必要です。

### 一 斉 受 付 期 間

**令和7年5月1日（木）～令和7年5月30日（金）**

**オンライン申請も可能です！**

※学校徴収金に滞納がある方はご利用できません（学校で申請可能）

前年度に援助費を受給されていた方も、毎年度申請が必要です。

12月に新入学用品費の早期支給申請をされた方も、今回の申請が必要です。

#### 【窓口受付】

受付時間： 9時15分～17時00分（土・日曜日、祝・休日を除く）  
（12時00分～12時45分は除く）

受付場所： 羽曳野市教育委員会 学校教育課（市役所別館3階） または  
児童生徒の在籍する学校 ※郵送による申請は受付できません

問合せ： 羽曳野市教育委員会 学校教育課 電話(直通) 072-947-3907



【オンライン申請】 市ウェブサイト「羽曳野市オンライン手続きサービス一覧」よりご利用ください。  
（※学校徴収金に滞納がある方はご利用できません。学校へご申請ください）

※ 一斉受付期間終了～令和8年2月末に申請された場合（随時受付）

援助費の支給金額は、申請のあった月から月割り計算により減額された金額となり、援助項目によっては支給されない項目があります。**特に新1・7年生のお子さんがある場合、一斉受付期間を過ぎると新入学用品費の支給ができなくなりますので、ご注意ください。**

### 1. 援助額など

（表は、一斉受付期間に申請し、満額認定になった場合の年間支給額です。）

|                                  | 小学校・<br>義務教育学校前期課程       | 中学校・<br>義務教育学校後期課程       |
|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 新入学用品費<br>◆一斉受付申請者で<br>1・7年生のみ※① | 57,060円                  | 63,000円                  |
| 通学用品費<br>◆1・7年生除く                | 2,270円                   | 2,270円                   |
| 学用品費                             | 11,630円                  | 22,730円                  |
| 学校給食費                            | 45,000円                  | 現物給付 ※⑤<br>（2学期から）       |
| 校外活動費                            | 1,600円                   | 2,310円                   |
| 林間・対合宿等宿泊を<br>伴う校外活動費 ※②         | 限度額範囲内の実費<br>限度額 3,690円  | 限度額範囲内の実費<br>限度額 6,210円  |
| 修学旅行費 ※③                         | 限度額範囲内の実費<br>限度額 22,690円 | 限度額範囲内の実費<br>限度額 60,910円 |
| 体育実技用具費 ※④                       |                          | 限度額範囲内の実費<br>限度額 7,650円  |

**●生活保護を受けている方の援助の対象は、修学旅行費と医療費のみとなります。**

※① 新入学用品費の早期支給制度を利用された方は除きます。

※②③④ 就学援助の認定月が修学旅行・宿泊を伴う校外活動の実施月以降の場合は、修学旅行費等の支給はできません。1学期中に修学旅行に行かれても、精算日の関係で修学旅行費の支給が2学期末になる場合があります。宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費の実際の援助額は、各学校の実情により異なります

※一斉受付期間に申請した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金（460円）も援助されます。

※⑤ 認定期間中は学校給食そのものを提供する「現物給付」となり、保護者支給はありません。

## 2. 申請方法

学校教育課窓口で申請する方法(直接申請)と、学校で申請する方法(学校申請)とオンラインで申請する3つの申請方法があります。

- 学校徴収金(学校給食費、修学旅行費等)に未納がある場合は、学校でのみ申請が可能です。  
**未納がある場合は学校へご申請ください。(※オンライン申請はご利用できません)**
- 学校申請をする場合、小・中・義務教育学校それぞれに在籍児童生徒がいる保護者の方は、各学校それぞれに申請が必要です。(例：小学校に弟、中学校に姉がいる場合)

**申請時に必要なもの** ①各自申請時に必要な添付書類(3頁参照)  
②振込先のわかるもの(通帳など) ③申請者の免許証など確認書類  
**※学校申請には、①各自申請時に必要な添付書類(3頁参照)のみ添付ください。**

## 3. 注意事項

- ※ 3頁の受給資格⑤又は⑥を理由に申請される場合、申請時に令和6年中(令和6年1月から令和6年12月まで)の所得申告が必要です。非課税及び被扶養者で19歳以上の方も申告は必ず済ませておいてください。所得申告がお済みでない場合、審査保留になる場合があります。
- ※ 世帯の総所得額には、扶養に入っていない配偶者、児童生徒のきょうだい、同一生計世帯員及び、単身赴任中の父親等の所得も対象となります。
- ※ 申請書に記入した内容(世帯構成、受給資格要件、振込口座等)に変更があった場合は、その変更内容を学校教育課に届出していただく必要があります。また認定後、3頁の受給資格の対象から外れた場合は、援助を停止します。
- ※ 所得額や認定基準額は毎年変動するため、過年度に認定されていた場合であっても認定されないことがあります。
- ※ 就学援助認定後、就学援助費が学校給食費等学校徴収金に充当されない場合や虚偽の申請、援助費の不正受給があった場合は、認定が保留若しくは取り消しとなり、すでに支給されている援助費はご返還の対象となります。
- ※ 申請後、2月末日時点で保留のまま認定にならないければ、今年度の支給はできません。
- ※ 認否については申請後に審査・決定・通知しますので、事前の問合せにはお答えできません。

## 4. 援助の決定・支給

一斉受付者への審査結果は、令和7年7月中旬に通知します。

認定後、**各学期末(7月、12月、3月下旬)に、該当学期分をまとめて支給**します。

- 学校教育課で申請を受付した場合(直接申請)

申請書に記載された口座に振込みます。ただし、**学校徴収金(学校給食費、修学旅行費等)に未納があった場合、援助費の支給方法は、学校長を経由する支給方法に変更**します。

- 学校で申請を受付した場合(学校申請)

学期ごとの援助費を学校長経由で支給します。

## 5. 年間の予定

| 4月      | 5月      | 6月                  | 7月                           |   | 12月                                                  |   | 2月                                     | 3月                           |
|---------|---------|---------------------|------------------------------|---|------------------------------------------------------|---|----------------------------------------|------------------------------|
| ●お知らせ配布 | ●一斉受付期間 | ●一斉受付分審査<br>●随時受付開始 | ●1学期分<br>●審査結果通知<br>●就学援助費支給 | ～ | ●2学期分<br>●審査結果通知<br>●就学援助費支給<br>●新入学用品費<br>●早期支給受付開始 | ～ | ●今年度の就学援助<br>●新入学用品費<br>●早期支給<br>●受付終了 | ●3学期分<br>●審査結果通知<br>●就学援助費支給 |

## 6. 受給資格

羽曳野市内に住所を有する方で、羽曳野市が設置する小・中・義務教育学校に在学する児童生徒をもつ保護者のうち、申請年度において次のいずれかに該当する場合。

| 受 給 資 格                                                                                     | 申請時に必要な添付書類                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 生活保護又は中国残留邦人等の支援給付を受けている方、若しくは支援給付を停止又は廃止された方                                             | 特になし                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ② 個人事業税を減免された方（地方税法第 72 条の 62 に基づくもの）                                                       | 個人事業税減免決定通知書                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ③ 国民年金の保険料を免除（一部免除を含む）された方（経済的な理由によるもの）                                                     | 国民年金保険料免除申請承認通知書<br>（20～60 歳の方）                                                                                                                                                                                                                                   |
| ④ 児童扶養手当の支給を受けている方                                                                          | 児童扶養手当証書（申請時点で有効期限内の証書であること）                                                                                                                                                                                                                                      |
| ⑤ 市民税が非課税の方又は減免された方（地方税法第 323 条に基づくもの）                                                      | ★直近の家賃（共益費、駐車場代を除く）がわかる証明書、賃貸契約書など（借家の方のみ）<br>★同一世帯生計下にある 19 歳以上の世帯員で、 <u>令和 7 年 1 月 2 日以降に羽曳野市に転入した方</u> および市外在住者（単身赴任中の父親等）全員の下記の <u>いずれかの書類</u><br>・令和 7 年度所得証明書<br>・マイナンバーに関する同意書※<br>●上記に該当がない場合、添付書類は特に必要ありません。<br>● <b>該当の有無にかかわらず、所得申告は必ず済ませておいてください。</b> |
| ⑥ 世帯全員の令和 6 年中の総所得が、国の定める一般生活費認定基準額（平成 24 年 12 月末日現在の生活保護基準）の 1.05 倍の範囲以下の方（就学援助費認定基準額以下の方） |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ⑦ 在籍する学校長から副申書の提出があり、羽曳野市教育委員会が特に就学援助が必要と認めた方                                               | 学校長の副申書                                                                                                                                                                                                                                                           |

※マイナンバーに関する同意書は、学校教育課でのみ受付可。学校では受付できません。  
詳細については学校教育課までお問い合わせください。

### ■ 就学援助費認定基準額の例 ■

| 世 帯 構 成 の 例 |                                        | 認定基準額（総所得の目安） |
|-------------|----------------------------------------|---------------|
| 2人世帯        | 母（36歳）子（中1）                            | 約 1 6 3 万円以下  |
| 3人世帯        | 父（40歳）母（36歳）子（中1）                      | 約 2 1 5 万円以下  |
| 4人世帯        | 父（40歳）母（36歳）子（中1）子（小3）                 | 約 2 6 0 万円以下  |
| 5人世帯        | 父（40歳）母（36歳）子（中1）子（小3）子（5歳）            | 約 2 7 8 万円以下  |
| 6人世帯        | 父（40歳）母（36歳）子（中1）子（小3）子（5歳）<br>祖母（65歳） | 約 3 1 6 万円以下  |

※就学援助費認定基準額は、世帯構成、年齢などにより各家庭によって異なります。

上の表はあくまで申請にあたっての目安としてお考えください。

※家賃証明を提出いただいた方には、最高 66 万円が認定基準額に加算されます。

## 7. 医療費の援助（医療券）

学校で実施される検診等の結果、下記の疾病による治療の必要が生じた場合は援助の対象となります。ただし他の医療費助成制度（子ども医療費助成制度など）との併用はできません。

**対象疾病**（学校保健安全法の定める疾病）

う歯、トラコーマ、※結膜炎、白せん、疥せん、膿痂疹、中耳炎、※慢性副鼻腔炎（ちくのう症）  
アデノイド（扁桃腺肥大症）、寄生虫病 ※アレルギー性のものを除く。

◆これ以外は援助対象外です。

※ 医療費の援助を受ける際には、教育委員会が発行する医療券が必要です。受診前に教育委員会で必ず医療券の交付を受けてください。受診時に医療券がないと本人負担となり、既に精算済みとなっている医療費については援助できません。

医療機関に受診の際は、医療券とともにお持ちの健康保険証を添えて受診してください。

※ 一部、医療券が利用できない医療機関がありますので、事前に利用される医療機関にご確認ください。

※ 就学援助の認否が決定するまでの間に医療費の援助が必要となった場合は、医療費の仮払い制度を利用することができます。医療費の仮払い制度を利用する場合は、就学援助申請等の際に事前に教育委員会で医療券の交付を受けてください。また、医療券の仮払い後に不認定・保留になった場合は、使用済み医療券分の医療費を返金していただきます。

**医療券の申請に必要なもの：**以下の2点が必要です。

・申請者のマイナンバー確認書類                      ・申請者の免許証など確認書類

**受付場所：**学校教育課窓口（学校及び郵送での申請は不可）

## 8. 新入学用品費の早期支給について 【※小学校6年生のお子様は対象です!】

**対象者：**令和8年4月に羽曳野市立の小学校及び中学校へ入学・進級予定児童生徒の保護者の方で、次の①②全てに該当する方で希望者（入学後の一斉受付なら1度の申請で受給可能）

- ① 令和8年4月1日現在で羽曳野市に在住し、羽曳野市が設置する学校に在籍する児童生徒の保護者
- ② 申請受付時（令和7年12月末日現在）に「令和7年度 就学援助制度」の受給認定者 若しくは受給資格に該当する方

**受付予定日：**令和7年12月1日～12月末日（入学前に必要な方はお申し込みください）

**支給予定日：**令和8年2月中旬

※ 小学校及び中学校には、義務教育学校前期課程及び後期課程を含みます。

※ 生活保護費の教育扶助費を受給されている方は新入学用品費の支給対象となりません。

※ 申請方法及び申請受付日などの詳細は、羽曳野市の広報紙とウェブサイトに掲載しますのでご確認ください。

## 9. 特別支援教育就学奨励費制度について

特別支援学級に在籍するまたは、学校教育法施行令第22条の3に規定する（特別支援学校に入学可能な）障害の程度に該当する児童生徒の学用品費や給食費などを支給します。

申請時期： 5月中

申請方法： 学校から対象者へ案内を配布。申請先は学校。

備考： 両方の制度への同時申請は可能ですが、重複して受給することはできません。

支給額は就学援助の方が高いため、同時申請した場合は就学援助を優先します。